

運営規定

訪問看護ステーション ONE SKY

【事業の目的】

第 1 条

この規程は、訪問看護ステーション ONE SKY（以下「ONE SKY」という。）が行う、指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び、運営管理に必要な事項を定め、ONE SKY の看護師、その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等で家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけ医が指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要性を認めた利用者に対し、住み慣れた地域社会や家庭で療養できるよう、心身機能の維持回復を図ることや、また末期癌患者の終末期を家族と共に支援し、その生活の質を確保する等、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

【運営の方針】

第 2 条 ONE SKY の看護師等は、前項の目的を達成するため、利用者のその人らしさを重視し、心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来る様、家族も含め支援する。また、訪問看護が必要なとき、必要なだけ提供出来るよう対応する。

2. 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町、地域の保健・医療・福祉機関と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努め、適切な運営を図るものとする。

【事業の運営】

第 3 条 ONE SKY は、この事業を運営し、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく、適切な訪問看護の提供を行う。

2. ONE SKY は、訪問看護を提供するにあたっては、ONE SKY の看護師、准看護師、保健師（以下「看護師等」とする）、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下「理学療法士等」とする）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

【事業所の名称等】

第 4 条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称： 訪問看護ステーション ONE SKY
- (2) 所在地：長崎県大村市荒瀬町 1148 番地 5

【職員の職種、員数、及び職務内容】

第 5 条 ONE SKY に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は、次の通りとする。尚、職員の員数については、人員基準を下回らないものとする。

- (1) 管理者：看護師 1 名

管理者は、所属職員を指導監督し適切な事業の運営が行われるように統括する。

(2) 看護職員：看護師等 2 名（常勤換算）

理学療法士等

訪問看護計画及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(3) その他職員：事務職員 1 名（常勤）

必要な事務を行う。

2. 業務の状況に応じて、職員数は増減することが出来る。

【営業日及び営業時間】

第 6 条 営業日及び営業時間は、以下の通りとする。ただし利用者の状況等により必要と認められる場合はこの限りではない。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

(3) 電話等により、営業時間内の常時連絡訪問が可能な体制とする。

【介護保険法の指定訪問看護の利用時間及び利用回数】

第 7 条 訪問看護の実施時間は、支給限度額の範囲でケアプランに基づくものとする。但し、末期悪性腫瘍や厚生労働大臣の定める疾病及び急性憎悪等は、医療保険よりの訪問看護とする。

【内容の教示及び訪問看護の提供方法】

第 8 条 訪問看護の提供に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、その利用手続き、提供方法及び内容等について説明を行い、理解を得なければならない。

2. 訪問看護の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者がまず担当の介護支援専門員に訪問看護を利用したい旨を相談し、居宅サービス計画上必要性があれば、その後かかりつけの医師に申し出て、主治医が ONE SKY に交付した指示書により、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 利用者または家族、介護支援専門員より ONE SKY に直接連絡があった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。

(3) 利用者に主治医がいない場合は、ONE SKY から大村医師会あるいは、関連医療機関に調整等を求め、対応する。

(4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業所との連携を図る。

(5) 訪問看護報告書の作成を行う。

【訪問看護の内容】

第 9 条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 体位変換、褥瘡の予防・処置
- (4) ターミナルケア
- (5) カテーテル等の管理
- (6) リハビリテーション
- (7) 食事・排泄の管理・指導
- (8) 服薬の管理・指導、療養生活指導
- (9) 家族への介護方法の指導
- (10) 療養上必要な社会資源の活用方法の指導及び関係職種との連携
- (11) その他前記以外に必要な療養上の世話又は診療の補助

【実施地域】

第 10 条 大村市内

【緊急時の対応】

第 11 条 看護師等は、訪問看護を行っている利用者に、病状の急変その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて、臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治医に連絡し指示を求め等適切な措置を講じなければならない。主治医への連絡が困難な場合には、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

2. 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、すみやかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

【介護保険法の指定訪問看護の利用料】

第 12 条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業所の見やすいところへ掲示するとともにホームページ上に掲載をする事とする。

2. 当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合で計算した額とする

3. その他の利用として、通常の実施地域外への訪問看護に係る交通費、死後の処置料及び日常生活上必要とされる介護用品及び衛生材料費を徴収する。尚その費用は、医療保険法の指定訪問看護のその他利用料に準ずる。

4. 支給限度額の範囲を超えた費用については、実費徴収する。

5. 利用料については、サービスを提供する前に利用者や家族に対し、その内容及び費用に関し説明を行い同意を得る。

6. 利用者から利用料の支払いを受ける場合には、費用の細目を記載した領収書を交付する。
7. 第 10 条の通常の事業の実施地域を超えて行う訪問看護に要した交通費は、実施地域を超えた地点から 2.5 k m 毎 275 円（税込み）とする。

【運営委員会】

第 13 条 次の事項を検討するため、運営委員会を年 1 回開催する。ただし、必要がある場合には随時開催する。

- (1) 次年度事業計画
- (2) 予算及び決算
- (3) 運営規定
- (4) その他 ONE SKY の運営に関すること

2. 運営委員会は、運営委員および ONE SKY のスタッフにより構成され、委員長が召集する。

【秘密保持】

第 14 条 看護師等は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

2. 看護師等は、職員でなくなった後においても、これらの秘密を漏らしてはならない。

【衛生管理】

第 15 条 ONE SKY の管理者は、設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

2. ONE SKY は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染対策委員会を設置し、6 カ月に 1 回以上は開催し、その結果を従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のため、指針の整備をする。
- (3) 事業所において感染症の予防及びまん延防止のため、定期的に研修及び訓練を実施する。

【その他運営についての重要事項】

第 16 条 ONE SKY は、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図る為、研究・研修の機会を設け、又、業務の体制を整備する。

2. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、開設者 ONESKY 合同会社と、ONE SKY 管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【苦情の対応】

第 17 条 ONE SKY は、訪問看護計画に基づいたサービスに対して、利用者又はその家族から苦情があった場合には迅速かつ適切に対応する。

【虐待防止のための措置に関する事項】

第 18 条 ONE SKY は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2. ONE SKY はサービス提供中に、ONE SKY 従事者又は養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町へ通報するものとする。

【身体拘束等の原則禁止】

第 19 条 ONE SKY は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者に行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）行わない。

2. ONE SKY は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際に心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

【ハラスメント防止のための措置に関する事項】

第 20 条 ONE SKY は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

【業務継続計画の策定等】

第 21 条 ONE SKY は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2. ONE SKY は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3. ONE SKY は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変

更を行うものとする。

【附則】

この規定は、令和 6 年 11 月 1 日より施行する。